

第3次男女共同参画基本計画とジェンダー統計―東日本大震災を念頭に―

伊藤 陽一

はじめに *World's Women 2010*や*MDGs Report 2011*が伝えるように、世界には貧困や健康さらに教育の遅れや暴力がなお支配し、その多くは開発途上に、そして女性はその底辺で被害や差別を受けている。先進国でもなお、女性への差別・格差は広く存在し、この克服の運動は世界の各地域で発展している。新組織 UN-Women の活動の本格化がある。この中でジェンダー統計へのニーズはますます強まってきている。これに応じて、国連統計部を中心に国際的ジェンダー統計活動の強化が、2008年前後から推進されている。先進国の中では、特に意思決定・権力の分野や有償労働の場を中心に男女格差が著しい日本では、当然ながらジェンダー統計への潜在的・顕在的ニーズは大きい。この日本で、男女共同参画やジェンダー統計の理論と活動をどう強化していくべきか。この検討の際に、最も注目すべきは、国レベルで男女共同参画を推進するための「第3次男女共同参画計画」（2010年12月決定：5カ年計画）、そこで統計の扱い、その具体化・実施、およびこれらを補強する諸政策・措置である。同時に、この進展に向けて、われわれ研究者がどう貢献してきたか、するべきかも問われなければならない。この第3次共同参画計画の策定に向けては、当ジェンダー統計研究部会がパブリックコメントを多数発したし、計画が実施に入ってから2010年-2011年に男女共同参画局や統計委員会と接触してきた。

このような経過の中の本年3月11日に東日本大震災と東京電力福島原子力発電所事故が発生した。ジェンダー視角からのニーズが振り返られて、過程の進行中で生かされるべきであり、また、今後の国内的・国際的な災害への対応の中で生かされるべきである。ここでも、第3次男女共同参画計画での「防災」問題と統計のとりあげをふりかえる作業が出発点となろう。以上の問題視角から、この報告では、今次の災害とジェンダー統計問題を、IIでとりあげることにし、Iで男女共同参画計画と統計に関して、一般的に検討することにする。

Ⅰ 第3次男女共同参画基本計画と統計―計画でのジェンダー統計と弱点、その後の発展

1.1 第3次基本計画制定の経過での統計 <経過>(i)2009年3月総理大臣から諮問→(ii)2010年1-3月：共同参画会議専門調査会・ワーキング・グループ中間整理案→(iii)公聴会・パブコメ→(iv)5-6月：答申案→(v)内閣府：パブコメ募集と整理→(vi)12月閣議決定。この(iii)と(v)のパブコメに、ジェンダー統計部会が多様な要請意見を提出した。(ジェンダー統計研究部会 NL.No.19、項目3で中間整理についての検討、同 NL.No.20、項目3でパブコメを経た整理等を掲載)。【これに先立って新統計法に基づく「統計基本計画」(素案)へのパブコメ募集(2008年10,27~11.25)でもジェンダー統計部会は、ジェンダー統計の強化をめぐる意見を提出した。】

<計画での前進と弱点>第3次計画に向けての前進があった。(i)政策は、12分野から15分野に拡大された。「男性、子ども」と前計画の第12分野「新たな取組を必要とする分野」の中項目から「科学技術」と3項目を一括した「地域、防災、環境、その他」が独立して、計画分野はより網羅的になった。(ii)特に成果指標や参考指標が掲げられ、(iii)政策の進捗状況を評価する体制が強化された。(iv)これには2度にわたるパブリックコメントの募集とこれによる一定の手直しが預かっている。この体制は望ましい。他方で、a.意思決定を冒頭において15の分野政策を並列しているの、全体として基礎と諸要因の相互関係などが体系的に理解できる形ではなく、b.項目を、子ども、高齢者、外国人、障害者一般に拡げている。広い問題のとりあげには長所もあるが、育児・介護などで性別役割分担を維持・再生産する政策など男女平等の焦点のあいまい化の危惧を抱く。c.計画内容も分野別に濃淡があり、d.統計指標も数と内容でなお不足があり、e.例えば「男性の育児休暇取得率」で現状(平成21年)の1.72%が、成果目標として平成32年に13%という驚くべき低い値に設定されたなどの問題点がある。第3次計画に先立つ、官民トップのワークライフバランスの合意(憲章・行動指針)の弱さが負の影響をもたらしているとみえる。

<計画でのジェンダー統計の弱さ>北京行動綱領で丁寧な語られ、日本でも「統計行政の新たな展

開方向」で明記されたジェンダー統計について、その重要性・必要性を男女共同参画部署や統計関係者が認識して、計画にどう組み込むかが注目点であり、パブコメでも、部会が改善を求めた点の1つであった。①パブコメに対応して、計画案でのジェンダー統計に関する記述は、一定の改善をみた。②しかし、未だ多くの弱点がある。(i)ジェンダー統計について「性別統計」とみる狭い理解、(ii)15分野のうち6分野で部分的にとりあげられているに過ぎないこと、(iii)これらは、ひとつには、世界の女性2005で提起された15戦略をはじめとする国際的動向等についての理解の不足、ふたつには、男女共同参画行政や論議の中で、統計が不可欠であるという現状にsensitiveでない、などの事情がある。男女共同参画行政担当の職員もさることながら、参画会議や専門委員会メンバーなどの認識の弱さも関係している。

1.2 その後の動向とジェンダー統計活動での課題 その後、当部会メンバーと男女共同参画局また統計委員会との接触に一定の深まりが（検討会や勉強会等）あり、男女共同参画担当部署と統計機関との連携を強化に向かうきざしもある。この間、2010年10月に男女共同参画局審査官の第3回世界ジェンダー統計フォーラム（マニラ）への報告参加、2011年3月の国連統計委員会（ジェンダー統計が議題）への報告参加、があり、国際的ジェンダー統計活動への日本の寄与を強く要請されている。この動きは高く評価されるべきである。恒常的メンバーとして活動参加を継続すること、国際活動のメンバーは統計機関の職員が多いので、そこでの知見を統計機関をふくむ政府諸部門で共有し、国内統計機関との共同での活動とすること、これら活動をトップでの「おつきあい」に済ませず、国内の地域ジェンダー統計活動にも広く生かすことが望まれる。これがまた国際的活動への真の貢献になる。ジェンダー統計研究者の課題は、これら国際・国内活動を視野におきその前進に協力すること、研究面で国際比較や「分析」を強化すること、である。

II 東日本大震災と統計・ジェンダー統計

2.1 基本計画第14分野「地域・防災・環境その他」と東日本大震災 【報告者は文献②を示した。内容発展のためには残り約2カ月間の観察・検討を経たい。以下メモにとどめる】(1)前計画の「その他」から独立分野として異分野が一括。地域はその重要性からみて独自の分野になるはずである。(2)このうち、防災の内容は、阪神・淡路大震災以降の関西の研究者を中心とする諸提起—ジェンダー視角からの論議—を十分に汲みあげたものではなかった。(3)震災発生後、地震・津波に関しては、男女共同参画局からの一連の指針提起があり、民間では実に多数の「災害と女性」関係のネットワークが立ち上がり、情報交換と救済・支援にとりくんでいる。(4)ここでは事前の防災、被害発生時の避難・救護、避難所生活から長中期の地域の経済と生活の復興過程でのジェンダー視角からのニーズとその解決がどう進行しているかを観察・検討する必要がある。(5)高齢女性へのケアが不足してかなりの2次被害があったのではないかと、(6)復興過程での男女共同参画は、地域の問題とかかわって、災害地にとどまらない普遍的問題をふくむ。(7)地方自治体、NGOをふくむ団体・企業・個人の自主的活動が多くある。今後の活動で重視すべきであろう。

2.2 ジェンダー統計視角からの検討と課題 関係情報に関して、まず、原発事故関連の放射線拡散その他の情報とその解釈は、情報公開の不足、過度の楽観論など、原発推進派によるマスメディアをふくむ情報支配・誘導等を浮き彫りにした。統計一般に関しては、(i)被害の実像を伝える統計機関からの統計の公表は、調査網が崩壊・寸断されるなかで当初は進まなかった。(ii)その後、警察、統計局および各省庁から関連統計が発表された。しかし、ジェンダー統計視角は不足しているように見える。(3)統計とジェンダー統計での地域と民間、NGO等の活動をチェックしたい。

【文献】 ①伊藤陽一（2011.3.28）「東日本大震災・原発事故に際して—格差・ジェンダー視角、原発「安全神話」の崩壊、復興に向けて(暫定メモ)」経済統計学会労働統計研究部会報No.12、②（4.8）「ジェンダー統計研究（22）災害とジェンダー統計(その1)」ジェンダー統計研究部会NL.No.22、③（4.30）「原発事故におけるデータの公開と情報の品質など」政府統計部会NL.No.14、④「東京電力管内の電力需給—電力関係統計にふれながら」政府統計部会NL.No.14

ボランティア統計の整備状況と課題

齊藤 ゆか（ 聖徳大学 ）

1. ボランティア統計の必要性

2001年ボランティア国際年を契機に、ボランティアの評価とそのもとなるボランティア統計の必要性への認識が深められた。インデペンデントセクターはUNVと共に、2001年 *Measuring Volunteering: a Practical Toolkit* を公表し、ボランティア活動の測定方法を世界各国に伝えた。また、2003年、国連による *Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts* では、非営利団体に関するサテライト勘定にボランティア労働のデータを組み込むよう勧告した。しかし、ボランティアの人的資源の重要性や社会経済に与える影響が大きいことが国際的に認識されつつも、ボランティア活動の測定が継続的に行われていなかったことが改めて指摘された。

第18回国際労働統計家会議（2008年ジュネーブ）において、ILO事務局が *ILO Manual on the Measurement of Volunteer Work* を配布した。このマニュアルの目的は、ボランティア労働に関する系統的で比較可能なデータの作成指導及び、ボランティア労働の経済的な価値を確立するため、各国が必要なデータを作成するための方法論を再度示すことにあった。総務省統計局でも、同マニュアルを労働力人口統計室の業務・研究分析参考資料として2009年に和訳発行された。

これまで報告者は、日本におけるボランティア統計に着目し、政府・民間各々のボランティア活動に関する統計・調査報告書を収集し、可能な限りジェンダリングしてボランティア活動の日本人の特徴を明らかにしてきた（齊藤2002, 2006, 2007, 2011）。特に、2001年以降の「社会生活基本調査」における個人・世帯属性別にみたボランティア行動分析を行い、調査内容の不足点についても言及してきた（齊藤2005, 2010）。

本報告では、2011年「社会生活基本調査」の実施前にあたり、あらためて日本のボランティア統計に視点を当て、その整備状況や課題等をユーザーの立場から検討してみたい。

2. 日本におけるボランティア統計（政府統計等）の整備状況

日本では、主に次の5点のボランティア統計が整備されている。

(1) 総務省統計局「社会生活基本調査報告」における「ボランティア活動」：2001年よりはじめて「ボランティア活動」の調査項目が導入された。それ以前の「社会奉仕」や「社会的活動」に接続させ、ボランティアの活動総数、行動者率、生活時間等について経年比較が可能である。(2) 内閣府NPO調査報告書における「ボランティア活動」の扱われ方：「市民活動団体等基本調査報告書」（1999年、2004年～2009年）が発行されているが、毎回、調査項目が異なり、統計原に戻ることができない。NPOにおけるボランティアは、事務局スタッフ（常勤・非常勤×無給）に位置づけられ、性別・年齢における比較はできない。(3) 文部科学省「社会教育調査報告」における「ボランティア活動」：社会教育施設におけるボランティア活動の状況について調査されている。学習内容別区分コードの中に「市民意識・社会連帯意識」の中に「ボランティア・NPO」が表記されている。(4) 各省庁における「ボランティア活動」、(5) (社)全国社会福祉協議会における「全国ボランティア活動実態調査報告書」（最新2010年）の詳細なボランティア活動の内容及び分析が行われている。しかし、福祉系ボランティア活動に限定される。その他、各民間外郭団体が発行しているボランティア統計がある。

3. 「社会生活基本調査報告」におけるボランティア活動の定義と種類の変容

先述したように、「社会生活基本調査」では、1976年よりボランティア活動に関連した調査が実施されてきた（表1）。調査実施毎に、ボランティア活動に関連した調査項目やその種類区分を変更してきたが、2001年以降「ボランティア活動」の調査項目は定着した。しかし、活動の種類や内容について若干の改善を行っている。

表1 ボランティア活動等の調査項目とその「活動総数」「行動者率」「生活時間」

調査実施年	政府機関 (官庁名)	ボランティア活動等の調査項目	活動総数(千人)		行動者率(%)		生活時間(週全体・分)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
1976年	総理府統計局	奉仕的な活動	-	-	35.7	35.0	5分	4分
1981年	総理府統計局	奉仕的活動	11,128	11,940	25.9	26.1	2分	2分
1986年	総務庁統計局	社会奉仕	11,396	12,355	24.9	25.4	2分	2分
1991年	総務庁統計局	社会的活動	13,793	16,204	28.3	31.5	5分	5分
1996年	総務庁統計局	社会的活動	13,908	16,015	25.6	28.1	4分	4分
2001年	総務省統計局	ボランティア活動	14,856	17,778	27.0	30.6	4分	5分
2006年	総務省統計局	ボランティア活動	13,877	15,845	25.1	27.2	5分	5分
2011年	総務省統計局	ボランティア活動	-	-	-	-	-	-

注) 総理府(1976, 1981年), 総務庁(1986, 1991年, 1996年), 総務省(2001, 2006年)に基づき報告者作成。

4. 「ボランティア活動」と「NPO(特定非営利活動法人)」の種類比較

「社会生活基本調査報告」におけるボランティア活動は11種類(2006年調査)であるのに対し、特定非営利活動法人(NPO)は17種類に分類されている。また、「社会生活基本調査報告」は個人・世帯属性別の分析が可能であるが、特定非営利活動法人は組織を対象に調査を行っているため、個人の活動状況(有給・無給)の詳細は把握できない。つまり、ボランティア労働の実態は、日本のNPO調査からはみえてこないものである。さらに、NPOの国際的分類(ICNPO)とも項目が異なり、国際比較も困難である。

5. 2011年「社会生活基本調査(2011年)」の「ボランティア活動」の主な改善点と限界

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2009年)の中で、「地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容についての検討」がされ、2011年調査に反映された。主な改善点のみ示せば、(1) ボランティア活動に対する1回あたりの平均時間が把握可能。(2) ボランティア活動における団体加入の中に、NPOが加わったこと。(3) 有業者のボランティア活動について詳細な把握が可能なこと。一方、2011年調査の改善によって、これまでの経年比較が削除された点、更なる調査項目が必要な点、ボランティア調査の注意点・限界にもふれたい。

6. まとめ

ILOの国別年間労働力調査でボランティア労働を「無報酬で自発的な労働(unpaid non-compulsory work)」と定義づけ、調査実施中であることを2011年に発表した。このように、ボランティアの測定が国際的に検討・実施されている。日本では、2011年3月11日の東日本大震災以降、新たな雇用創出と同時に、ボランティア活動への期待が高まっている。ボランティア活動が与える日本社会への影響を、ボランティア統計から今後も再評価し続けたい。

【文献】①Saito, Yuka, Jun Ito, Misako Kasuya, and Setsu Ito, Gender Statistics on Social Welfare Volunteers in Japan—Toward Citizens' Participation-Style Welfare—(2002) *The Journal of Asian Regional Association for Home Economics*, Vol. 9, No.2, pp.118-124., ②齊藤ゆか(2005)「ボランティア統計と評価の必要性—ジェンダー視点から—」(単著)『聖徳大学研究紀要(人文学部)』16, pp.55-62., ③齊藤ゆか(2006)『ボランタリー活動とプロダクティブ・エイジング』ミネルヴァ書房, 422p., ④齊藤ゆか(2007)「ボランティア評価の国際的見解とクドバス手法を用いた評価方法の効果性」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』万葉舎, Vo.12, pp.142-166., ⑤齊藤ゆか(2010)「日本人の個人・属性別にみたボランティア活動—『2006年社会生活基本調査(生活行動編)を用いて』—」『聖徳大学生涯学習研究所紀要』8, pp.35-47., ⑥齊藤ゆか(2011)「日本におけるボランティアの行動実態」(単著)『統計』第62巻第7号, pp.9-14.

ジェンダーアプローチからみるボランティア活動者の時間配分

鈴木 奈穂美（ 専修大学 ）

1. 問題意識

2000年頃から生じたワーク・ライフ・バランス（以下、WLBという）に関する社会的な要請が高まる中、政府は2007年に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下、WLB憲章）をまとめた。この憲章では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をWLBが実現した社会としている。この定義をみる限り子育て世代のワーク・ファミリー・バランス（WFB）論とは異なる社会像を示しているといえる。政権交代後の2010年に改訂されたWLB憲章にも、この傾向をみることができる。新憲章では、ディーセント・ワークや新しい公共といった理念が追加され、多様な人びとの生活を考慮する包括的な内容となっている。しかし、これまでの実証研究の成果を概観すると（佐藤・武石2008、山口・樋口2008など）、子育て中の有業者世帯やグローバル人材確保のための戦略といったものが中心で、WLB憲章がめざすような多様な生活をふまえた議論とはなっていない。そこで、本報告では「多様な生き方」の1つと考えられるボランティア活動者の生活に注目し、彼ら／彼女らの時間配分の特徴を分析していくことを通じて、WLBのあり方について検討していく。

2. 分析に用いるデータ

日本人の時間配分の実態は、総務省統計局「平成18年社会生活基本調査」（以下、「H18社基調」という）で把握できる。これによると、1日あたりのボランティア活動・社会参加活動に関する総平均時間は男性5分、女性4分（週全体）である。日常的にボランティア活動・社会参加活動をおこなっている者が少数であることを反映しており、加重平均では微々たるものになってしまう。そのため、既刊の報告書では、ボランティア活動者の生活時間構造を把握することは困難である。そこで、総務省統計局「H18社基調」〔調査票A〕のマイクロデータを再集計し、ボランティア活動者（過去1年間（平成17年10月20日～18年10月19日）に1回以上行った者）の時間配分について再集計をおこなう。データは、統計法第33条第2号による申出に基づき利用が認められたものである。このデータは、生活行動編と生活時間編に分かれているため名寄せ作業をおこない、生活行動と生活時間の双方のデータがあるものを抽出して分析した。サンプル数は350,255サンプルである。

3. 分析結果

ボランティア活動者の時間配分について、クロス集計と重回帰分析から分析する。紙面の関係上、ここではクロス集計結果の一部を紹介する。表1によると、男女ともにボランティア活動者

は非ボランティア活動者とくらべ、ボランティア活動・社会参加活動が長い一方で、睡眠やテレビ等の時間が短いことがわかる。さらに、男女を比較すると、女性のボランティア活動者の睡眠時間とテレビ等の時間が短く、家事時間が長い。また、表2の夫妻別の集計結果でも同様の傾向がみられる。報告では、ボランティア活動者の属性などをふまえ、さらなる考察をおこなう。

表1 男女別にみるボランティア活動者と非ボランティア活動者の時間配分（週全体、単位 分）

		睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	学業	家事	介護・看護	育児	買い物
ボランティア活動をしなかった	男(N=117,796)	492	65	99	26	233	29	19	2	5	19
	女(N=131,058)	475	86	104	15	129	22	148	5	19	36
ボランティア活動をした	男(N=48,289)	473	69	100	22	228	23	27	2	6	19
	女(N=53,112)	449	83	102	13	122	25	178	5	18	38
		移動	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	休養・くつろぎ	学習・研究	趣味・娯楽	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	交際・付き合い	受診・療養	その他
ボランティア活動をしなかった	男(N=117,796)	32	176	95	11	63	23	3	25	8	18
	女(N=131,058)	32	156	95	9	40	11	2	26	10	19
ボランティア活動をした	男(N=48,289)	42	160	86	15	63	31	20	30	5	19
	女(N=53,112)	44	131	79	14	48	16	16	30	6	21

表2 夫妻別にみるボランティア活動者と非ボランティア活動者の時間配分（週全体、単位 分）

		睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	学業	家事	介護・看護	育児	買い物
ボランティア活動をしなかった	夫(N=59,267)	482	66	104	27	273		20	2	8	21
	妻(N=59,770)	452	81	107	11	128		214	6	33	45
ボランティア活動をした	夫(N=30,240)	466	71	103	22	257		28	2	9	20
	妻(N=30,266)	434	79	103	10	127		229	6	26	43
		移動	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	休養・くつろぎ	学習・研究	趣味・娯楽	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	交際・付き合い	受診・療養	その他
ボランティア活動をしなかった	夫(N=59,267)	34	186	91	6	55	17	3	19	8	18
	妻(N=59,770)	36	148	80	4	36	8	2	21	8	19
ボランティア活動をした	夫(N=30,240)	44	166	83	11	60	25	22	27	5	20
	妻(N=30,266)	46	129	72	9	44	13	18	27	6	21

参考文献 佐藤博樹・武石恵美子（2008）『人を活かす企業が伸びる—人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス』勁草書房
山口一男・樋口美雄（2008）『論争日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社

男女間賃金格差の分析手法の検討

—厚生労働省研究会報告書（2010）を中心に—

杉橋 やよい（金沢大学）

1. はじめに

- 本報告の課題は、最近公表された男女間賃金格差に関する研究や報告書のうち、山口（2008）と厚生労働省（2010）を取上げ、それぞれの統計的分析手法を紹介・検討することである。なお、山口（2008）は、最近の日本の男女間賃金格差研究でよく引用されるものである。
- 日本の男女間賃金格差は、先進国の中で極めて大きく、なかなか縮小していない。男女間賃金格差を巡っては、女性差別賃金を訴えた裁判に象徴されるように、女性労働者による長年の運動がある。ILO や女子差別撤廃委員会（CEDAW）は日本の男女間賃金格差に懸念を表明し、具体的な是正策の取組を求め続けている。
- 第3次男女共同参画基本計画では、男女間賃金格差の解消が、「第1部 基本的な方針」の「今後取り組むべき喫緊の課題」、そして「第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」、「第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」の3か所で取り上げられ、このうち第4雇用の分野で強調されている。その具体的施策では、(1)「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を普及し、個々の企業における格差の原因を分析し、労使が格差是正に向けた自主的な取組に着手するように促すこと、(2)職務評価手法等の研究開発、(3)正規と非正規雇用の均等・均衡待遇の推進、が明記された。(1)は厚生労働省の「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」（2008-2010）の成果の1つである。

2. 山口（2008）の紹介と検討

2.1 紹介 山口（2008）は、経済的合理性（企業の利潤）の観点から、統計的差別の不合理性を指摘し、男女間賃金格差の問題と解消の方向を論じた。統計的手法は、2005年から「雇用形態」を加えて詳細になった「賃構」の労働者区分を活用して、性、雇用形態、年齢、就業者数で調整した時間当たりの推計賃金が男女間賃金格差全体に占める割合を算出し、男女間賃金格差への貢献度を計算するといった、わかり易い男女間賃金格差の要素分解手法である。これは、フル・パートを含む男女間賃金格差全体の要素分解と勤続年数のフルタイム男女間賃金格差への影響の要素分解の2種類で使われた。前者の結果では、フルタイムで正規雇用者内の男女間賃金格差が全体の男女間賃金格差の55.1%を占めることから、山口はこの「解消が最優先課題」（p.46）と言う。

2.2 手法の主な弱点 この要素分解手法は、男女間の相対的な格差にのみ焦点をおき、非正規雇用者の極めて低い賃金水準を軽視・無視することが最大の問題である。なお、厚生労働省（2010）においても、分析対象を正規雇用者に限定する理由として、この山口の結果を引用している。

3. 厚生労働省（2010）の紹介と評価—ジェンダー統計との関わりで—

3.1 紹介 報告の構成は次の通り：1. はじめに、2. 男女間賃金格差の現状、推移と格差生成要因、3. 賃金・雇用管理の現状、4. 男女間賃金格差縮小に向けた賃金・雇用管理の見直し、5. 男女間賃金格差縮小に向けた労使の取組支援。このうち、ジェンダー統計に関わる2と5を紹介・

検討する。検討対象は「一般労働者における平均所定内給与の男女差異」とし、主に正規労働者とし、非正規労働者は分析の対象とはしない。

- 2. 男女間賃金格差の要因分析では、賃構のマイクロデータを用いて、厚生労働省の定型的手法となった「労働者構成の同一化手法」とブリンダー・ワハカ分解手法を用いて、日本の男女間賃金格差を検討し、その結果(1)年齢に対する賃金評価が男女で違うこと、(2)職階と(3)勤続年数の男女差に主に起因することを指摘した。さらに、年齢による男女間賃金格差への影響は、課長以上では小さいが、係長以下で大きくなることを、男女別賃金関数から示した。
- 5では、個々の企業における労使の取組といったマイクロに焦点を移す。男女間賃金格差縮小に向けた労使の取組を推進するためには、「男女別統計資料の整備、実態把握を推進する必要」(p.25)があるが、均等法改正に伴い多くの企業が賃金・雇用管理制度を改定し、性差別的要素が少なくなったと認識することもあり、「男女別統計を整備することが少な」(p.10) くなったと報告書は言う。そこで、「男女を問わず社員の活躍を促進」しているかを労使が自己点検するための指標として、(1)「アウトカム指標サーベイ票」を用意し、その活用を推奨する。アウトカム指標は、男女労働者が性に関係なく活用されているかといった実践面に焦点をおき、実践の結果を集めた指標群である。具体的には、採用、配置、育成・能力開発・キャリア形成、評価、昇進・昇格、賃金、退職(妊娠・出産によるものも含む)、WLB、総合的指標(勤続年数、役職、残業時間、男女間賃金格差)について、女性比率や男女別データの把握を促している。(2)その他、社員意識調査アンケートを用意し、労働者の意識を把握することで、具体的な見直しにつながると言う。

3.2 評価 ここでは暫定的な評価を与え、報告当日もう少し踏み込んで検討を加えたい。

- 統計的分析手法について。「労働者構成の同一化手法」とブリンダー・ワハカ分解手法を利用しているが、(1)各手法の限界(杉橋 1998, 2009)への留意はなく、問題を繰り返している。(2)その分析結果は、時系列比較から若干新情報があるものの、先行研究の追認にとどまる。
- アウトカム指標について。男女間賃金格差の解消には、各企業における努力は必要である。(1)男女間賃金格差の背景の把握に向け、一連のアウトカム指標を提案した意義はある。しかし、(2)実施は各企業の労使交渉に任せられ、誰が責任をもって公表するのかが曖昧であり、賃金格差是正の効果には疑問が残る。(3)これら指標の公表を各企業に任せただけではなく、「雇用均等基本調査」に反映させ、調査項目を充実させることが同時に追求されるべきであろう。

主要参考文献

- 厚生労働省(2010)『変化する賃金・雇用制度下における男女間賃金格差に関する研究会報告書』
- 杉橋やよい(1998)「性別賃金格差・差別の数理・計量分析の検討―「労働者構成の同一化手法」と Blinder-Oaxaca 分解手法―」法政大学『大学院紀要』第41号, pp.27-48.
- 杉橋やよい(2009)「男女間賃金格差の要因分解手法の意義と内在的限界」法政大学『経済志林』第76巻第4号, pp.53-79.
- 山口 一男(2008)「男女の賃金格差解消への道筋―統計的差別の経済的不合理の理論的・実証的根拠―」『日本労働研究雑誌』574号, pp. 40-67.